

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 16 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(処理手数料の減免の理由及び申請) 第 11 条 <省略> 2 <省略> <u>3 前項の規定にかかわらず、市長は、減免を受けようとする者が第 1 項第 1 号ウ又は同項第 2 号イに該当し、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、申請を省略させることができる。</u>	(処理手数料の減免の理由及び申請) 第 11 条 <省略> 2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。